

50年以上の長きにわたり、市民に親しまれてきた伊賀市南庁舎は、平成30年12月末をもって市役所庁舎としての役目を終えました。

庁舎機能の移転は、市街地周辺を中心に以後の市民生活や事業承継、観光の取り組みなどに少なからず影響が及ぶことを心配する声が聞かれます。「伊賀市南庁舎整備事業」は、南庁舎を保存・改修し、今まで以

上の賑わいを生み出す場所を創っていこうとするものです。

賑わいの灯りを消さないように、伊賀市が今まで以上に元気になるように取り組む事業の内容について、現在の状況、考え方などをお知らせします。

■南庁舎利活用案

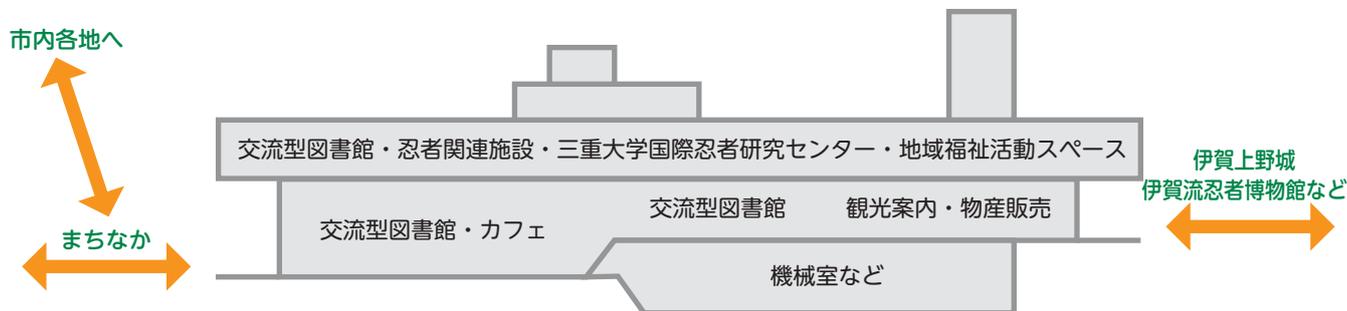
現在、左記の3つのコンセプトをはじめ、公共施設最適化方針や地方創生、財政負担軽減などの観点も加味しながら、南庁舎に配置する機能や規模などを検討し、最適と考えられる機能配置案を提案しています。

多くの観光客が訪れる伊賀上野城や伊賀流忍者博物館、芭蕉翁記念館、だんじり会館、伊賀伝統伝承館などから南庁舎を経由してまちなかへ、まちなかから電車やバスなどを利用して市内各地へと賑わいが広がっていくことが、伊賀市全域の賑わいづくりになり、南庁舎がこうした地域の魅力をしっかりと発信する役割を果たすべきであると考えています。

■事業スケジュール

南庁舎が賑わい拠点として生まれ変わるには、今後「実施設計業務」、「改修工事」を行う必要があり、これらの事業期間には約2年を要します。

今後、1日も早く賑わいづくりの取り組みをスタートし、庁舎移転後の空白期間ができる限り短くなるよう努めていきたいと考えています。



●伊賀市南庁舎の特徴

南庁舎は、国史跡上野城跡の丘陵の山裾と城下町をつなぐように、また隣接する建築物に合わせるように低層で計画され、地形に沿って北側に中地階、中2階を設けることで1階部分の天井高を確保し、明るく開放的な空間を作っています。

ピロティ、屋上庭園、水平連続窓などといったモダニズム建築の特徴を現代に継承しており、旧城下町の都市景観に合わせた近代建築群の代表例として「日本の20世紀遺産20選(2017年)」に選出された際の重要な構成要素として後世に伝えていくべき価値を有した建物です。

(写真は竣工当時のもの)



賑わいの 賑 灯りをともすために

～伊賀市南庁舎整備事業の概要～

【問い合わせ】 中心市街地推進課

☎ 22-9825 FAX 22-9628 ✉ shigaichi@city.iga.lg.jp

南庁舎利活用のコンセプト

南庁舎を利活用するにあたって、次の3つのコンセプトを大切にしていきたいと考えています。

現在以上の賑わいを生み出すこと

南庁舎を市役所として利用していたとき、市民を中心に年間約 19 万人の利用者があり、毎日約 500 人の職員、関係者が勤務していました。

新しい施設ではこれを上回る賑わいを創り出していく必要があります、それにふさわしい機能を配置することが求められます。



7分の7の賑わいを生み出すこと



庁舎としては7分の5（1週間のうち平日の5日間）を中心に多くの利用がありましたが、これからは残りの7分の2（休日等）も賑わう施設にする必要があります。

市民向けの機能と、観光客・来街者向けの機能をバランスよく配置し、相互に連携していかなければなりません。

この場所で完結させないこと

賑わいづくりは、南庁舎だけでできるものではありません。

南庁舎周辺には城下町の歴史的景観をはじめ、地域経済を支える商業、観光施設などがあり、市全域にも多数の魅力あるスポットや地域独自の取り組みがあります。

南庁舎はこれらのゲートウェイ（出入口）として機能するべきで、この場所ですべてを完結させてはいけません。



●伊賀市南庁舎の沿革

～建築的視点から～

- ▼昭和 39（1964）年 12 月
 - ・上野市庁舎として竣工（設計者：坂倉準三）
- ▼平成 16（2004）年 11 月
 - ・伊賀市誕生
 - ・伊賀市本庁舎となる
- ▼平成 26（2014）年
 - ・「日本におけるモダンムーブメントの建築 184 選」に選出される（Docomomo-Japan）
- ▼平成 29（2017）年 12 月
 - ・「日本の 20 世紀遺産 20 選」に選出される（日本イコモス国内委員会）

～伊賀市南庁舎整備事業として～

- ▼平成 26（2014）年 9 月
 - ・庁舎機能の移転が決定
- ▼平成 27（2015）年 8 月
 - ・南庁舎の耐震性検証（第3者委員会）
- ▼平成 28（2016）年 3 月
 - ・現庁舎地利活用提言（市議会）
 - ・賑わい創出グランドデザイン（賑わい協議会）
- ▼平成 29（2017）年 8 月
 - ・南庁舎の耐久性調査実施
- ▼平成 30（2018）年 8 月
 - ・南庁舎利活用提案（基本設計成果）
- ▼平成 30（2018）年 9 月
 - ・南庁舎利活用関連予算否決

亥年生まれの皆さんに



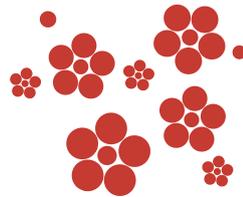
今年の抱負を伺いました

※住所・職業・氏名・生まれ年と、今年の抱負を掲載しています。

ゆめが丘 RC でリレーを頑張っています。リレーで全国大会に行きます！



ゆめが丘・小学生
花本 夏菜さん
(平成 19 年生まれ)



生徒にもっと英語に興味を持ってもらえる面白い授業をつくりたい



西明寺・英語教師
ティモシー スピクザさん
(昭和 58 年生まれ)

去年よりも仕事を頑張っ、笑顔で一年間過ごせるようにしたい



炊村・団体職員
秋山 康輝さん
(平成 7 年生まれ)

新しい年を機に、新たなスポーツの指導にチャレンジしたい

石川・会社員
森林 真吾さん
(昭和 46 年生まれ)



何事も猪突猛進せず
に皆の意見を聞きながらゆっくり考えて実行したい



霧生・無職
上田 三男さん
(昭和 22 年生まれ)

げんき
元気でおいしいものや美しいもの、愉しいかたとたくさん出会いたい



島ヶ原・自営業
倉坂 恵美子さん
(昭和 34 年生まれ)

身の回りのことは自分でできるようにして、健康第一で過ごしたい



西湯舟・無職
藤林 峰夫さん
(昭和 10 年生まれ)



周りの人に感謝して、畑仕事を頑張り、充実した生活を送りたい



柘植町・無職
福島 はな子さん
(大正 12 年生まれ)

ご協力いただき、ありがとうございました。
皆さんにとって、実り多き1年となりますように……

平成31年度 集落営農支援事業補助金の

対象事業を募集します

【申請先・問い合わせ】農林振興課

☎22・9713

FAX22・9715

✉nourin@city.iga.lg.jp

「集落営農」とは、農業経営や地域社会が抱える問題を地域住民が話し合い、知恵を出しあって解決することで、人々が張り合いを持って働き、いきいきと住み続けることができる共同活動のことをいいます。

市ではこのような取り組みを行う団体を支援します。



◆補助事業の内容

《補助対象団体》 次のすべての要件を満たす団体が対象です。

- 集落営農活動を行うとともに、集落環境と機能の維持につながる活動を行うおとする団体・組織
- 営農拠点が市内にあり、営農が市内で行われている団体・組織
- 集落内の合意によって組織し、営農活動を継続することができると見込まれる団体・組織
- 定款・規約などの定めがあり公正な運営が見込まれる団体

《補助事業などの内容》

- 集落営農の推進に必要な経費
- ①農業用機械機具購入費助成
 - ②施設の新築・改修費助成

《補助金の額または交付率》

- 事業費の20%以内
- ※予算の範囲内
- ※補助事業などの交付額は、①農業用機械機具購入費助成の場合は上限100万円、②施設の新築・改修費助成の場合は上限200万円、下限は①、②とも20万円とし、千円未満は切り捨てる。

【申請期間】

1月4日(金)～2月15日(金) ※必着

【申請書類】

- 伊賀市集落営農支援事業審査申込申請書(様式第1号)
- 団体の定款・規約・会則など
- 団体の前年度の実績報告書・収支報告書
- 団体の本年度の事業計画書・収支予算書
- 団体の構成員名簿

- 集落営農支援事業の導入を検討していることがわかる資料(会議録など)
- 見積もり・カタログ・設計図など
- ※申請書と募集要項は、農林振興課で準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。

【審査方法】

次の項目について書類審査・選考を行い、申請者には年度内に結果を通知します。

- ①営農活動 適切な組織運営や営農

活動を行っているか、または行うことが見込めるか。

- ②公益的活動 集落環境・機能の維持に資する活動を行っているか、または行おうとしているか。
- ③団体設立後の交付実績 団体設立後当該事業の交付を受けておらず、活動支援を特に必要としているか。
- ④過去5年間の交付実績 近年(過去5年間)の交付実績がない(少ない)団体の申請か。
- ⑤積極性 市や地域が実施する事業・イベントなどに対して積極的に参加しているか、または参加する意思があるか。
- ⑥開放性 当該団体に加入を希望する者に対して、門戸を広く開いているか。

※③、④の交付実績とは過去に伊賀市が実施した類似の機械など購入助成事業のことをいいます。

【交付団体の決定】

交付団体の決定は、翌年度の予算案が伊賀市議会でも可決後、予算の範囲内で決定し、文書で通知します。

*2019年4月から2020年3月末日までに実施する事業に限ります。

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書など

子育て支援・無料相談

2/18(月)～3/15(金)

税の申告

期間内にお早めに！

申告会場は大変混雑いたしますので、「国税庁ホームページ」をご利用下さい。

平成30年分所得税、消費税、贈与税の確定申告と、平成31年度市・県民税の申告について、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けています。お早めに申告してください。

※申告会場開設期間中は、上野税務署・伊賀県税事務所・伊賀市役所内には、申告会場を設けていませんのでご注意ください。

■■■ 所得税、消費税、贈与税、市・県民税 合同申告会場 ■■■

◆とき 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く。

開設時間：午前9時～午後5時

受付終了時間：午後4時

※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

◆ところ ゆめドームうえの 第2競技場

※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。



◆会場までの無料送迎バスについて

旧市役所、各支所（上野支所を除く。）、上野地区の一部の地区市民センターから「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。

■旧市役所（市営上野公園駐車場前）市役所新庁舎（正面玄関前）経由 ⇄ ゆめドームうえの

運行日	旧市役所発時刻	市役所新庁舎発時刻	ゆめドームうえの発時刻
2月19日(火)・21日(木) 26日(火)・28日(木)	9:00 10:00 11:00 13:00	9:15 10:15 11:15 13:15	9:30 10:30 11:30 13:30
3月5日(火)・7日(木) 12日(火)・14日(木)	14:00 15:00	14:15 15:15	14:30 16:15

■各支所・各地区市民センター ⇄ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
支所	地区市民センター	
青山	神戸・比自岐・依那古	2月22日(金)・3月1日(金)
阿山	府中・中瀬	2月18日(月)・3月8日(金)
島ヶ原	長田・小田	2月20日(水)・3月7日(木)
伊賀・大山田	友生	3月6日(水)・13日(水)
—	きじが台・古山・猪田	2月20日(水)・3月5日(火)
—	諏訪・新居・三田	2月18日(月)・26日(火)
—	花垣・花之木・久米	2月19日(火)・3月14日(木)

【注意事項】

- 支所、地区市民センター発の送迎バスの時刻表は各支所住民福祉課・各地区市民センターに設置します。
- バスは、交通事情などにより、運休する場合があります。

◆市・県民税申告会場

開催日	会場	時間
2月6日(水)・7日(木)	島ヶ原支所 2階会議室	●受付時間： 午前8時30分 ●相談時間： 午前9時30分～正午、 午後1時～4時
2月13日(水)・14日(木)	あやま文化センター 会議・工作室	
2月20日(水)・21日(木)	青山福祉センター 教養娯楽室2	
2月27日(水)・28日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室	
3月6日(水)・7日(木)	大山田福祉センター ふれあい広場	

※午前は定員25人になり次第、受付を締め切ります。それ以降は午後からの相談になります。

※会場はかなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をされる人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用ください。

◆ 申告が必要な人は？ 申告が必要な人は、おおむね次のとおりです。

- ▶ 事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成 30 年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
- ▶ 給与所得者で
 - 給与の年収が2,000万円を超える場合
 - 1カ所から給与等の支払を受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える場合
 - 2カ所以上から給与などの支払いを受けている人で、年末調整された主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える場合
- ※平成 30 年中の公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。
- ※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

こちらでチェック！

平成31年1月1日現在伊賀市に	住民票のある人	所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	申告不要
		所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から未提出の人	申告必要
	所得が公的年金のみの人	公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	申告不要	
		上記の人のうち社会保険料控除などを受け人	申告必要	
	所得が公的年金のみの人	公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	申告必要	
		営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	申告必要	
	医療費控除を受けようとする人	申告必要		
	平成30年中に所得があった人	市内在住のどなたかに扶養されていた人	申告不要	
	平成30年中に所得がなかった人	市内在住のどなたにも扶養されていなかった人	申告必要	
	住民票のない人	市内に事務所・事業所・家屋敷を有する人	申告必要	
	※所定時期に申告書を送付します。			

◆ 申告に必要なもの

- ① **本人確認書類** マイナンバーカード(個人番号カード)
 ※マイナンバーカードがない場合は、通知カードと身元確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、国民年金手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 など)
- ② **印鑑・筆記用具**
- ③ **申告書**(税務署または市役所から送付されている人)
- ④ **税務署からのお知らせはがき**(送付された人のみ)
- ⑤ **平成30年中の所得が明らかにできる書類**
 - 給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票または支払調書(いずれも原本)
 - 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書または青色申告決算書(事前に作成しておくこと)
 - 配当・一時・雑所得などの所得がある人は配当の支払通知書などその所得を証明する書類
- ⑥ **控除を受けるために必要な証明書など**
 - 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収証または証明書
- ※あらかじめ平成30年中の支払金額を計算しておいでください。なお、年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。
- 国民年金保険料の控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(事前に作成しておくこと)
- ※経過措置により平成31年分までの確定申告については、明細書を添付せずに医療費の領収証(あらかじめ支払金額を計算しておくこと)と保険などで補てんされる金額の分かる書類によることもできます。詳しくは16ページの◆その他注意事項「医療費控除の明細書」をご覧ください。
- そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類
- ⑦ **所得税の還付申告をする人は、預貯金口座情報のわかるもの**(申告する人の名義に限ります。)
- ※①～⑦以外に、申告内容によっては、ほかの書類などが必要になる場合があります。

※昨年の申告書の控えや申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズにできます。

◆ その他注意事項

◆ 医療費控除の明細書



領収証などの提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。(平成31年分までの確定申告については、領収証などによることもできます。)

ただし、領収証などはご自宅で5年間保存する必要があるため、税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません。明細書には“医療を受けた人”、“病院・薬局”ごとに医療費を合計して記載します。

なお、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などを添付することで、明細の記載を省略できます。明細書の書式などの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

◆ ふるさと納税（寄附金控除）

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要がありますので、ご注意ください。

◆ 確定申告書 第二表 住民税に関する事項の記入

16歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除などの各事項について、該当がある場合は必ず記入してください。記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されませんので、ご注意ください。

◆ 申告と各種証明書の発行

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告をしないと、借入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書（所得証明書・課税証明書）が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。

申告は市民生活に欠かせないものですから、申告が必要な人は必ず申告してください。

◆ 要介護・要支援認定を受けている人の税の障害者控除

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちでなくても、次のいずれにも該当する人は、『障害者控除対象者認定書』により、所得税および市・県民税の障害者控除を受けることができます。

○市内に住所がある65歳以上で、12月31日現在で要支援・要介護認定を受けている人

○直近の市介護認定審査会資料で、日常生活自立度の判定が、障害者控除対象者認定基準以上である人

認定書の交付には申請が必要です。なお、認定書の交付は1月中旬以降となります。認定基準など、ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課 ☎26-3939 FAX26-3950
✉kaigo@city.iga.lg.jp



◆ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でスマートに確定申告

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力すれば確定申告書などを作成できます。作成した確定申告書などは印刷して郵送などにより提出することができます。

e-Taxで送信することもできます。その場合は、マイナンバーカードなどの電子証明書及びICカードリーダライタの準備が必要です。

なお、平成31年1月から、マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない人は、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみでe-Taxで送信ができるようになりました。(ID・パスワード方式)

◆いつでも・どこでもスマホで申告！「スマート！確定申告」

確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。特に、給与所得者（年末調整済み）で医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用画面をご利用いただけます。

申告書の提出は“ID・パスワード方式でe-Tax”または“印刷して税務署に郵送”の2通りの方法から選択できます。

◆e-Taxで送信をすると…

- 申告会場に行く手間がかかりません。
- 源泉徴収票などの添付書類は提出不要です。
- 申告書の控えはPDF形式でスマートフォンなどに保存できます。

◆確定申告書用紙の送付について

近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加し、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しているため、資源保護やコスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、「確定申

告のお知らせ」はがきをお送りする場合があります。なお、申告書や確定申告に必要な各種様式は、国税庁ホームページの「確定申告特集」に掲載しており、これらは印刷して利用することができます。

また、申告書などの用紙の送付を希望する人は、税務署にご連絡ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【申告書の送付先・問い合わせ】

●所得税、消費税、贈与税の確定申告

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地
上野税務署 ☎21-0950

※自動音声案内に従ってください。

●市・県民税の申告

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地
伊賀市課税課市民税係

☎22-9613 FAX22-9618

✉kazei@city.iga.lg.jp

◆所得税を源泉徴収している場合は、特別徴収する必要があります

個人住民税(市民税・県民税)「特別徴収」

【問い合わせ】課税課

☎22-9613 FAX22-9618

✉kazei@city.iga.lg.jp

◆事業主の皆さんへ

～個人住民税を特別徴収していますか～

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収（天引き）して、従業員に代わって市に納入することになっています。

所得税を源泉徴収している場合は、原則として、パート・アルバイト・期限付き雇用などを含む全ての従業員から特別徴収をする必要があります。（税額の計算は市で行います。）

▶次に該当する人は普通徴収することができます

- ①乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- ②給与が支給されない月がある
- ③事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- ④退職予定者（5月末までに退職予定の人）

※該当する人は、給与支払報告書の提出時に個人住民税普通徴収への切替理由書を一緒に提出してください。

◆従業員の皆さんへ

～個人住民税が給与から天引きされていますか～

パート・アルバイト・期限付雇用の従業員なども含め、個人住民税は基本的に特別徴収（天引き）です。毎月の給与から個人住民税が特別徴収されていない場

合は、事業主に確認してください。特別徴収は原則12回払いとなるため、従業員は自身で納入する手間が省け、1回当たりの負担税額が少なくなります。

※複数の事業所から給与を支給されている人は、市町村で所得を合算して税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与から特別徴収されます。

◆給与支払報告書の提出には

個人番号・法人番号の記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、給与支払報告書には、受給者・被扶養者・支払者それぞれの個人番号と法人番号の記載が必要となります。

そのうち支払者が個人事業主の人は、給与支払報告書の提出時に本人確認書類※を提示するか、その写しを添付してください。（e-Taxをご利用の場合は確認方法が異なりますのでお問い合わせください。）

※詳しくは15ページの①をご覧ください。



○課税課

○三重県総務部税収確保課 ☎059-224-2133

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>

◆ 新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151
✉ hoken@city.iga.lg.jp

国民年金は、年をとったときなどの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

○ 将来の大きな支えになります

国民年金は 20 歳から 60 歳までの人が加入し、保険料を納付する制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○ 老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れる障害年金や、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れる遺族年金もあります。

【学生納付特例制度】と【納付猶予制度】

◆ 学生納付特例制度

対象者は、学校教育法に規定する大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（修業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◆ 納付猶予制度

対象者は、学生でない 50 歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料は口座振替による前納ができます

保険料を前もってまとめて納付すると、保険料の割

引額が多くなります。口座振替で前納を希望する場合には、事前の申し込みが必要です。

【申込期限】

2 年前納・1 年前納・6 カ月前納（4 月～9 月分）：
毎年 2 月末日

6 カ月前納（10 月～翌年 3 月分）：毎年 8 月末日
制度の利用に関して、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

- 保険年金課
- 各支所住民福祉課
- 津年金事務所 国民年金課 ☎ 059-228-9112

国民年金基金をご存じですか

～税金がお得で、今にゆとり

年金が増えて、老後にゆとり～

国民年金基金とは、国民年金に上乗せする公的な個人年金です。

20 歳以上 65 歳未満で、国民年金の保険料を納付している人が加入できます。

自分の予算に合わせて設計することができ、将来受け取る年金を確実に増やすことができます。

また、掛金は全額所得控除となります。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 三重県国民年金基金

☎ 0120-29-1284

【担当課】 保険年金課

◆ 市の公共交通について一緒に考えてみませんか

地域公共交通活性化再生協議会委員募集

【問い合わせ】 交通政策課
☎ 22-9663 FAX 22-9694
✉ koutsuu@city.iga.lg.jp

【募集人員】 若干名

【応募資格】 次の条件をすべて満たす人

- 市内在住で、20 歳以上の人
- 市議会議員・市職員（臨時・嘱託を含む）でない人

【開催回数】

年 3 回程度 ※原則、平日の昼間 2 時間程度

【任 期】

4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

【報 酬】 6,000 円/日 ※市の規定に基づく。

【応募方法】 伊賀市地域公共交通網形成計画を踏まえ、あなたが考える伊賀市における「今後の公共交通のあり方」について 800 字以内（様式自由）の作文

にまとめ、住所、氏名（ふりがな）・年齢・性別・電話番号を明記の上、ファックス・郵送・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【選考方法】 作文審査

※性別・年齢など委員の構成比率を考慮して決定します。

※選考結果は、応募者全員に通知します。

※受理した提出書類は返却しません。

【応募期限】 2 月 8 日(金) ※必着

【応募先】

〒518-8501

伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市企画振興部交通政策課

【問い合わせ】 観光戦略課
☎ 22-9670 FAX 22-9695
✉ kankou@city.iga.lg.jp

◆伊賀の歴史や文化をいつまでも残し、伝える人々を育みます

第14回伊賀学検定

上野商工会議所では、伊賀の観光振興を図るとともに、伊賀の歴史や文化をいつまでも残し、伝えていくことができる人々を育てるために「伊賀学検定」を実施します。

【検定日時】 2月17日(日)

初級：午後1時～(30分間)

中級：午後2時～(40分間)

上級：午後3時10分～(45分間)

【検定会場】 初級・中級・上級のいずれも

○ハイトピア伊賀 5階

○YUITO ANNEX 8階

(東京都中央区日本橋室町 2-4-1)

【出題方法】

初級：四者択一(50問) ※70%以上の正解で合格

中級：四者択一(100問) ※80%以上の正解で合格

上級：記述式(50問) ※90%以上の正解で合格

【出題範囲】 芭蕉・城・忍術・祭り・文化財・歴史・文学・自然・生活文化・雑学など「伊賀」に関する事柄全般

【受験料】 初級：1,500円(中学生以下は1,000円)

中級：2,000円(中学生以下は1,500円)

上級：3,000円 ※すべて税込み

【申込期間】 1月4日(金)～2月4日(月)

※中級の申し込みは初級を合格した人、上級の申し込みは中級を合格した人に限ります。

▶受験対策セミナー

【とき】

○初級：1月26日(日) 午後1時～2時30分

○中級：1月26日(日) 午後3時～4時30分

【ところ】 ハイトピア伊賀 3階

【講師】

○建築家・伊賀市文化財保護審議会委員

滝井 利彰さん

○伊賀市文化財保護審議会委員 増田 雄さん

【受講料】 初級：1,000円 中級：1,000円

※受講料はすべて税込み

※東京会場および上級のセミナーは開催しません。

【申込期限】 1月25日(金)

【申込方法】 住所・氏名・年齢・電話番号・希望する受験級を、電話・FAX・Eメール・郵送・来所のいずれかで申し込んでください。後日、事務局から連絡をします。

【申込先】

○〒518-0873 伊賀市上野丸之内 500番地
上野商工会議所 ☎ 21-0527 FAX 24-3857
✉ info@iga-ueno.or.jp

○〒519-1412 伊賀市下柘植 723番地の1
伊賀市商工会 ☎ 45-2210 FAX 45-5307

◆明るく住みよいまちをつくるために

部落問題(差別)を正しく知ろう(第9回)

【問い合わせ】 人権政策課
☎ 22-9683 FAX 22-9684
✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

今回は「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」についてお伝えします。

部落差別解消推進法は部落差別をなくすためにできた初めての法律で、2016(平成28年)12月16日に施行されました。

部落差別は昔からある差別なのに、なぜ今、この法律ができたのでしょうか。それは、部落差別の存在を実感できない人も多いと思いますが、部落差別は見えにくくなっているだけで、被差別部落出身であることを理由に排除したり避けようとする差別意識は根深く残っており、現在も結婚や就職などの際に現れているからです。

また、インターネット上には差別を助長したり偏見に満ちた書き込みも多く見られます。このような現状から部落差別解消推進法の第1条では部落差別は現在

も存在することを明記し、部落差別は許されないものであるという国の立場を明らかにしたうえで、情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえて国や地方公共団体に対応することを求めています。

部落差別は、「昔の話」でも「限られた地域や一部の人の問題」でもありません。部落差別解消推進法の第2条には、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより部落差別のない社会を実現することを国や地方公共団体に求めています。

部落差別をはじめとするあらゆる差別は当事者を取り巻く社会の意識が生み出していることを忘れてはいけません。部落差別解消推進法は差別をなくすのは私たち一人ひとりの課題だということを示しているのです。